令和5年第9回辰野町議会定例会会議録(15日目)

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 13 名

1番 古村幹夫 2番 松 澤 千代子 栗林俊彦 3番 光雄 4番 吉澤 5番 牛 丸 圭 也 小 澤 睦 美 6番 光 7番 向 山 9番 髙 木 智 香 10 番 林 政美 11番 本 田 光陽 12番 小 林 テル子 13番 津谷 鉁

14番 舟 橋 秀 仁

5. 会議事項

日程第 1 議席の指定について

日程第2 常任委員会委員の選任について

日程第 3 議案第 1 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第 5 号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第7号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第15号 財産の貸付について

議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 4 議案第 8 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 7 号)

日程第 5 議案第 9 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 6 議案第 10 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第7 議案第11号 令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 12 号 令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 13 号 令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)

日程第10 議案第14号 令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 追加提出議案の審議について

議案第17号 令和5年度辰野町一般会計補正予算(第8号)

議案第18号 令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第12 議員提出議案の審議について

発議第1号 ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組 の継続を求める意見書の提出について

日程第13 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第14 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武	居	保	男	副町長	Щ	田	勝	己
教育長	宮	澤	和	德	総務課長	加	藤	恒	男
まちづくり政策課長	三	浦	秀	治	住民税務課長	菅	沼	由	紀
保健福祉課長	竹	村	智	博	子育て応援課長	髙	倉	健-	一郎
産業振興課長	岡	田	圭	助	建設水道課長	宮	原	利	明
会計管理者	上	島	淑	恵	学校支援課長	小	澤	靖	_
学びの支援課長	福	島		永	辰野病院事務長	桑	原	(さゆり	

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広

議会事務局庶務係長 小林志帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

 議席 第 13 番
 津 谷
 彰

 議席 第 1 番
 古 村 幹 夫

- 9. 会議の顚末
- ○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議 長

本日、12月定例会最終日となりました。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、令和5年第9回定例会、第15日目の会議は成立いたしました。欠

席の届けですが、樋口博美議員及び菅沼事業者支援担当課長より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づき会議に入ります。日程第1、議席の指定についてを議題といたします。新たに迎えた樋口議員の議席を8番と指定しますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって樋口議員の議席は8番と指定いたしました。次に日程第2、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。辰野町議会委員会条例第8条に従い、新たに迎えた樋口議員の所属する常任委員会を福祉教育常任委員会と指名しますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、樋口議員を福祉教育常任委員会所属と指名しました。日程第3、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第5号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第7号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第15号、財産の貸付について、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上7議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(古村)

令和5年12月議会定例会総務産業常任委員会審査報告。本定例会初日、当委員会に付託されました7議案について審査結果を報告します。12月11日午前9時から及び12日午前9時から委員全員が出席し、担当課職員の出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告します。議案第1号、辰野町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は人事院勧告に基づき一般職の職員の給与の月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型インフルエンザ 等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めること、初任給 を始め若年層に重点を置き、医療職も含め平均1.1%俸給表を引上げ、大卒初任給を 1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円引き上げること。期末・勤勉手当を人事院 勧告に準じ、年間支給月数を 0.10 箇月分引き上げるものです。実施時期は令和 5 年 4 月1日、ただし令和5年度の期末・勤勉手当については令和5年12月1日から、令 和6年度以降の期末・勤勉手当は令和6年4月1日からとなります。質疑では「会計 年度任用職員に対する改定という考えはないか」に対して「これまでも会計年度任用 職員については遡及適応しないという対応であった」との答弁でした。討論における 意見はありませんでした。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。 議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別 職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。提案内容 は特別職の国家公務員の給与改定をふまえ、年間支給月数を 0.10 箇月分引き上げる ものです。実施時期は令和5年度の期末手当については、令和5年12月1日から令 和6年度以降の期末手当は令和6年4月1日からとなります。 質疑はありませんでし た。討論では「物価高で非常に厳しい状況下の中で、賃金が上がっている所ばかりで はないということ。財政状況が厳しくなっており、水道会計のように町民に負担増を お願いしなければいけないということ。今年3月に議員報酬を2.6%引き上げている こと。臨時職員賃金が今回上げられないこと」の4点を挙げ、反対の立場での討論が ありました。採決の結果、賛成5、反対1となり可決すべきものと決しました。議案 第4号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。提案理由は粗大ごみ の計画収集終了に伴い、粗大ごみ処理手数料の徴収がなくなるため条例の一部を改正 したいとするものです。内容はこれまで各ステーションに粗大ごみシールを貼付して 出すことによって行っていた計画収集が、クリーンセンター八乙女との業務委託の関 係や、上伊那の他の市町村との整合性が取れないことを理由に廃止される。これに伴 い町の条例に料金を載せる必要がなくなったため、条文を削除するもの。施行期日は 令和6年4月1日です。質疑では「今後、役場等で拠点収集を行う計画は」に対し「年 に2回ほど町内3箇所で持ち込みによる拠点収集を計画している。現在、遠藤産業さ んと料金等を含め調整中である」との答弁でした。このほか、今後広報をしっかり行 うことを求める意見が出されました。また、町としても住民税務課の生活環境係にお

いて相談の対応をしていくとの方向が示されました。採決の結果、全員一致で可決す べきものと決しました。議案第5号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について。 第1条は国の制度改革に合わせその年に収める保険税の所得割と均等割 から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の相当分が減額されるものです。第 2条は、平成30年度から都道府県と市町村が共同で国保財政を運営する制度改革が行 われ、国民健康保険料水準の統一に向けて、令和9年度までに資産割の廃止が求めら れていることによるものです。施行期日は令和6年4月1日からです。質疑では「資 産割については来年から減らしていくということか」に対し「できれば一度に資産割 を全廃したいところだが、その場合負担増が大きくなってしまう。まずは令和6年度 は今回の改正とし、令和9年度までに全廃したい」との答弁でした。討論では、「値 上げを検討しなければいけないということは理解できるが、未曾有の物価高の中で町 民は大変苦労している。一般会計からの繰り入れにより今回の値上げは避けることが できる」とし、反対の立場での意見が出されました。採決の結果、賛成5、反対1と なり可決すべきものと決しました。議案第7号、辰野町上水道事業給水条例の一部を 改正する条例について。提案内容は今後の料金収入の減少に対応するため、施設の更 新財源を確保するため、電気料金等物価高騰に対応するため、以上のことから水道料 金を7%値上げするものです。計画期間を黒字で乗り切るためには、13%の値上げが 必要であるが運営審議会の委員から、利用者の負担を軽減するために段階的に引き上 げるべきとの声があり、今回の提案内容になったとの説明がありました。質疑では「水 道料金は出来るだけ値上げしないようにするため、設備投資も計画的に実施していく ように設計するのが基本では」に対し「平成22年から料金改定は実施していない。 その中で耐震化や更新は延ばし延ばしになっていたが、国から適切な管理を求める指 導があり、これ以上延ばしきれないという事情もある」との答弁でした。討論では「物 価高で生活が厳しい中であり、まだ黒字の段階であり、1,000万、2,000万の赤字に 耐えられる財政力は積み重ねている」とし、反対の立場で意見が出されました。採決 の結果、賛成5、反対1となり可決すべきものと決しました。議案第15号、財産の貸 付について。提案理由は、地域活性化、地方創生、町負担経費の削減を図るため、PFI を活用して財産を減額して貸し付けたいとするものです。内容は従来月額2万4,000 円で貸し付けていた旧医師住宅を、年額3万3,000円に減額して貸し付けることに対 し、地方自治法の規定により議会に議決を求められました。議員からは PFI 事業を進

める場合、一定規模以上の町有財産の処分については議会の議決を必要とするなど、 手続きの透明性を高めるべきだという意見が出されました。また、民間事業者の倒産 リスクに対応する条項を、契約に盛り込む必要があるのではないかとの意見が出され ました。採決の結果全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 16 号、辰 野町公の施設の指定管理者の指定について。辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型 農園施設、辰野町交流促進施設、たつの未来館の指定管理者を指定するにあたり議会 の議決を求め提案されたものです。食の健康拠点施設など3施設の指定管理者には、 現在の指定管理者である一般社団法人 TUGBOAT から、財政面や知名度など経営戦略上 の理由により、グループ会社である有限会社共和堂に変更する申し出があり、町はこ れを受けて同社を指定し期間は1年とし公募は行わないことや、今後の管理運営の方 針などが説明されました。たつの未来館の指定管理者には現在も指定管理を行ってい るシンコースポーツ株式会社1社から応募があり、設置目的の達成に向けた取り組み 計画などについて説明がありました。期間は3年間です。たつの未来館に関する質疑 では、選考に至った詳細な経緯の説明を求めたほか、町に対して広報など協力できる ところは積極的に協力して、利用者拡大につなげてほしいとの意見も出されました。 食の健康拠点施設などの3施設については、これまでの経営状況や当初取り交わした 約束、選考基準など幅広い分野での質疑が出されました。「グループ企業としてのバ ックアップ体制は」との質疑に対し「資金面のほかグループ企業の持つ強みなどを活 かしながら、イベントなどに取り組んでいる」との答弁でした。「送迎サービスや料 理の内容など、満足とは言えないという声なども届いているが」に対し「地元のもの を使うなどの工夫を凝らして満足度を高めている。少人数の送迎にも対応しているこ とを確認している」との答弁でした。討論では「共和堂は宿泊施設運営実績がない法 人であること。これまでの TUGBOAT の運営は、コロナということを考慮しても当初の 約束と違えており、対応が不十分であること。指定管理料の増額の提案を受けながら その他の業者の公募なしで決めるのは住民の理解が得にくいこと」を挙げ反対の立場 で意見が出されました。これに対し賛成の立場から「川島地区の拠点施設でもあり有 機農業の取り組みという視点からもこれからの期待感を込めたい」「これまでの議論 の経過から、公募によらず1年の期限で管理者を指定することは理解できる。 異議を 唱えるのであれば議員側はもっと早い段階でアクションを起こすべきだった」「審査 を含めてルールを逸脱している状況は見られない。今回の判断は正しいのではないか」 との意見が出されました。採決の結果、賛成 5、反対 1 となり可決すべきものと決しました。以上、委員長報告となります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。よろしいですか。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に委員長報告の行われた日程第3、議案第1号から議案 第16号までについて一括して討論を行います。まずはじめに議案第2号についてご ざいませんか。はじめに原案に反対者の発言を許可いたします。

○吉 澤(4番)

議案第2号、採択の委員長報告に反対し一時金の引き上げを見送るべきだとの立場から議案に反対する意見を述べます。今回の提案は国家公務員一般職への人事院勧告に準じて期末手当を年0.1箇月引き上げるものです。反対する第1の理由は、何といっても異常な物価高の下で賃金は30年間上がらず、年金は引き下げられ厳しい生活の方が多いということです。第2は今年3月議員報酬を2.6%、額にして年間9万1,800円、率で2.6%、これ一般議員の場合ですけれども、引き上げたばかりだということです。第3は町民に水道料と国保税の値上げをお願いするくらい、一部の特別会計が厳しくなっていることです。第4は真っ先に改善が必要な臨時職員、会計年度任用職員の一時金が今回は据え置かれることです。人事院勧告は物価や民間の賃金状況などを加味して、一般職の公務員給与を是正を勧告するもので、これに従って職員の給与を是正することは賛成です。また、これに準拠して議員と町長らの一時金を改めることに一概に反対するものではありません。しかし私たち議員と常勤特別職職員には、予算や給料を決めるという一般職員にはない責任と立場があります。先に述べた状況と私たちの立場と責任に照らせば、今回の期末手当引き上げは見合わせた方が良いと考えます。以上の理由から本条例改正に反対するものです。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○栗 林(3番)

議案第2号に賛成の立場から討論させていただきます。議会議員及び特別職の期末

手当についてはこれまで人事院勧告に準じて支給割合、支給月数を決めてまいりました。それは毎年、政治的意思決定と離れたところで多くのデータを分析し、国民全般の危機管理を考慮し判断・決定されている人事院勧告を尊重することを、辰野町議会として選択してきたからです。また、社会全体に賃上げを波及すべく、早期に勧告どおり改定を実施すべきとの声も多くあり、本議案を承認すべきと考えるものであります。以上のことにより議案2号に賛成の討論といたします。

○向 山(7番)

私も議案第2号を可決すべきとする委員長報告に賛成する立場から討論に参加いた します。この条例は人事院勧告に沿って一般職の手当が改定されるのに合わせて町議 会議員と常勤の特別職について期末手当を引き上げるというものであります。私は改 選される前の任期において議会の第4次活性化委員会、後期の責任者であったことか ら、この委員会での経過について改めて指摘しておきたいと思います。4年前の選挙 では欠員が生じてしまい、そのことが全国報道されたこともありました。そのことを 受けて議会の存在意義を理解していただく、町民の皆様に議会について関心を寄せて いただくことが大事であるということから、議会の活性化を図るための様々な検討が され実際に取り組みが行われてきました。特に後期の活性化委員会では議員定数と議 員報酬についてを中心に検討され、議員定数については今回の選挙に向けては14人 の定数を維持する、議員報酬については報酬等審議会の審議に委ねるという結論に至 りました。報酬等審議会では概ね3%の引き上げを答申し、結果として2.6%の引き 上げが行われました。この引き上げについては議会活性化委員会で行った町民アンケ ートでも議員報酬が低いことが指摘されており、議員のなり手不足解消のためにたと えわずかな額であっても、引き上げるべきであるという判断が元になったものと考え ています。そして近隣の類似議会に比べてもその額は決して高いものではありません。 今回の期末手当引き上げは人事院勧告に合わせて、ほぼ全国同一に行われるものであ り、決して議員のお手盛りではありません。ここで据え置きをするとなれば町民の皆 様へは、むしろ議会のマイナスイメージとして伝わるのではないかと懸念すらいたし ます。町議会は町民の皆さんの付託に応えて町行政に対するチェックと提案機能を一 生懸命果たしています。そのことを町民の皆様に理解していただくこと、そして議員 のなり手不足に対する議会の対応としても、この議案は可決すべきものであると申し 上げて委員長報告への賛成討論とします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

次に議案第5号に移ります。ございませんか。はじめに原案に反対者の発言を許可 します。

○吉 澤(4番)

国民健康保険税条例一部改正採択の委員長報告に反対し、国民健康保険税の値上げ を避けるべきとの立場から意見を述べます。今回反対するのは条例改正中、国保税を 1世帯平均年4,000円値上げする部分についてです。反対する第1の理由は国保税が 高く物価高の下で本来なら引き下げが必要と考えるからです。所得に占める保険料負 担割合は全国平均の数字ですが、国保が10.3%、協会けんぽが7.5%、共済組合が 5.8%です。国保は協会けんぽの約1.4倍、共済組合の約1.8倍高い負担率になって います。国が国保会計への負担割率を減らし加入者の高齢化が進んでいるためです。 辰野町の国保税は他市町村より低い水準で推移しておりますけれども、それでもこの 傾向は免れません。税額引上げは極力避けるべきだと考えます。第2は値上げの理由 の一つとされている国保税水準の統一に反対し、町の国保税は町が決める自治自決の 立場に立つべきだと考えるからです。保険税水準の統一は大幅な保険税の引き上げを もたらします。市町村独自の保険税減免制度が廃止され、国保の基金や剰余金を保険 料引き下げに使えなくなり、県が決める保険料が強制されるからです。事実、保険料 統一を先行して実施している大阪府では、府下40市町村すべてが保険料高い方から 全国トップ 50 の中に入ると、そのように上昇しております。辰野町の1世帯当たり 保険税は県平均より年3万円安い水準です。保険料水準統一に従えば町の保険料が今 の平均年4,000円値上げにとどまらず、今回の平均年4,000円の値上げにとどまらず、 大幅に引き上げられることはこのことからも容易に想像できます。保険料統一方針に 強制力はありません。保険料統一に反対の立場を明確にすべきではないでしょうか。 町の国保会計は保険料統一を前提にした県からの請求額の増加などにより、赤字にな り対応が必要になっていることは事実です。しかし今回の値上げによる増収見込みは 年間900万円です。町が値上げを抑える努力をした結果とも受け取れますが、この程 度の支援を一般会計から行うことは可能ではないでしょうか。町はかつて国保税の値 上げを抑えるために、国保会計に年 2,000 万円程度の財政支援を数年間行ったことがあると先輩議員からお聞きしました。また伊那市は同様の趣旨で昨年、一昨年度毎年 9,000 万円の繰入を国保会計に行っています。今は未曽有の物価高です。国保会計に年 900 万円の繰入をして引き上げを抑え、全国知事会などが要望している国に国保会計への 1 兆円の投入を求めて、国保の値上げをしてもやっていけるよう国保財政構造の改善を求めることを提案します。以上の理由から本条例改定に反対するものです。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○栗 林(3番)

私は議案第5号に賛成の立場から討論させていただきます。国民健康保険について は従来各市町村が個別に運営を行ってきましたが、平成30年度から都道府県が財政 運営の責任主体となり、市町村との適切な役割分担のもと個々の運営に中心的な役割 を担うことになりました。これにより長野県でも令和9年度から県内どこでも同じ所 得の方の保険料負担を同じ水準にしていく、負担の公平化を実現していく方針です。 市町村による保険料負担への配慮により、急激な保険料負担の上昇を抑えながら徐々 に統一を目指すとしております。また標準保険料率の算定においても県内統一の算定 基準、3 方式、所得割、均等割、平等割の3 方式で算出することになるため、現在辰 野町が行っている算定基準4方式、所得割、資産割、均等割、平等割から資産割をな くすことになります。ちなみに令和5年度の上伊那8市町村においては、4方式の採 用は辰野町と中川村のみとなっております。このような背景をふまえ辰野町国民保険 税率見直諮問委員会により、辰野町国民健康保険税の賦課方式の一部改訂について慎 重に審議した結果、税率等の改定案として答申されたものです。令和9年度までに資 産割をなくした場合の所得割額、均等割額、平等割額について標準保険税率との差異 を鑑みたうえで保険料を決定するため、令和6年度は資産割を従来の半分にするなど 急激に保険料負担が変動しないように配慮した内容となっております。以上のことに より将来的な保険料額の統一に向けては、本来の負担額に近づけていく必要があるた め、本議案を先送りすることなく可決していただきたいということを願い、賛成の討 論といたします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

次に議案第7号について、ございませんか。はじめに原案に反対者の発言を許可します。

○吉 澤(4番)

水道料金条例の一部改正条例採択の委員長報告に反対し、水道料金の値上げを抑え るべきとの立場から意見を述べます。今回の提案は来年度から水道料を約7%引き上 げ、一般家庭では平均年 2,760 円値上げするものです。2027 年度までの 4 年間を想定 し、5年後に再度7%値上げが必要との見通しも示されています。条例改定に反対す る第1の理由は、食料品や燃料関係など暮らしや営業に係わる諸物価がかつてなく値 上がりし、暮らしと営業が大変厳しくなっているからです。「物価がみんな上がって いる中で水道料まで上げないでほしい」という声をお聞きします。こうした切実な願 いを多くの方が持っているのではないでしょうか。第2の理由は水道会計が黒字続き で 10 億円の資本金と、年間事業費用の 1.5 倍を超える 5 億 7,000 万円の利益剰余金、 ため込んだ黒字を持つそういう中で、今どうしても値上げしなければならないのか疑 問があるからです。町民の暮らしが苦しい今こそ町は町民の暮らしを応援してほしい し、水道料の値上げはできるだけ避けてほしいと思います。施設更新が値上げの理由 の一つに挙げられていますが、耐震化や水源開発などは以前からの課題であり、水道 料の値上げを招かないよう計画的に進めてほしいと思います。また主な水道施設であ る上水道の配水管についてみれば下水道工事に合わせてほとんどが更新されており、 耐用年数を過ぎた配水管は3.8%だけです。今後も経営努力を重ねてそれでも赤字が 続くようになったら値上げの提案をする方が、経営努力にも身が入り町民の納得も得 やすいのではないでしょうか。以上の理由から本条例改正に反対します。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○牛 丸 (5番)

議案第7号に対して賛成という立場で討論させていただきます。料金改定のない運営では令和7年には赤字経営になる見通しになっており、その対策としての段階的な値上げ案でございます。現状の財政状態で確かに値上げなしでも運営できるのでしょうが、それは何年継続できますでしょうか。値上げなしで運営できる現状とは将来へ

の蓄積がある状態を指します。将来への蓄積部分があるからこそ水道施設更新などの予算が捻出できるのです。将来への積み立て部分を使い果たしてしまえば赤字経営に陥ってしまう、そして大幅な値上げをせざるを得なくなるのです。値上げをしないことのリスクの方が大きいように思います。近隣7市町村で下から2番目という水道料金を経営努力でこれまで維持してきましたが、近いうちに赤字経営に転じることが見えてきた現在、町民への負担増をお願いしなければなりませんが、これは町の未来のためのものと捉えます。ライフラインに近い水道であるからこそ、安心安全な水道水を安定して供給するための議案と捉えます。私は第7号議案に賛成いたします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

次に議案第 16 号についてございませんか。はじめに原案に反対者の発言を許可します。

○吉 澤(4番)

公の施設指定管理者の指定について採択の委員長報告に反対し、かやぶきの館関連 3 施設については、公募により管理業者を選定すべきとの立場から議案に反対する意 見を述べます。本提案はいわゆるかやぶきの館関連施設については公募によらず、これまでと違う別法人を管理者に指定するものです。かやぶきの館は大きな赤字を出し続け町の財政負担も大きいため、今後どうなるのか誰が管理者になるのか町民に一定の関心があります。大きな赤字を出してきた今の事業者に指名でもう1年やらせるのはおかしいという声も聞いていました。この間、町の方針は公募から現指定管理者を指名、さらに現管理者の意向を受けて別会社を指名と変遷しました。管理業者の公募は広報で広く募集するか、それまで当該施設を管理してきた事業者を指名するかしか行われてきました。管理業者から推薦を受けた別法人だけを指名で候補者にして、選考するというのは異例の対応だと思います。公募を求める第1の理由は、提案された事業者は現管理業者と関係があるとはいえ、宿泊業、レストラン、日帰り入浴事業などの事業経験が全くない、法人としては別の会社だということです。これを指名で管理者にすることには無理があると考えます。第2は指定管理料を大幅に引き上げる提案になっているという点です。今年度のこのかやぶきの館の指定管理料は年1,840万

円ですが、来年度から 2,900 万円、額にして年間 1,060 万円、率にして 6 割近い値上げの提案を承認しての指名になります。これだけの管理料引き上げを求める業者を指名により決めることにも問題があると考えます。第 3 はかやぶきの館の管理運営について提案業者が 5 年前に、議会に約束したことで守られていないことがあることです。新しい法人を管理者に指定しようとする以上、たとえ契約期間が 1 年であっても広く公募して決めることが、より公平で町民の納得を得られるのではないでしょうか。以上の理由から本条例改正に反対します。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○向 山(7番)

私は議案第16号を可決すべきとする委員長報告に賛成する立場から討論に参加い たします。この議案は辰野町食の健康拠点施設かやぶきの館など、農村公園3施設と たつの未来館アラパの指定管理期間がともに満了することから、新たな指定管理者の 指定について議決を求めるものであります。このうち委員長報告のとおり委員会審査 ではアラパについてはいくつかの質疑・要望があったうえで可決すべきものとなりま したが、農村公園3施設については反対意見がありましたので、この3施設に関する 指定管理に絞って私の意見を述べます。かやぶきの館は平成 10 年にさらにその後順 次、土恋処よこかわ、よりあい工房などが整備されました。平成10年から25年、四 半世紀が経過したことになります。これら3施設はガット・ウルグアイ・ラウンドに よって農産物の輸入が進むことから、地域農業と中山間地域の活性化、農地の保全、 都市農村交流などを目的として整備されました。しかし計画段階からその規模や採算 性などについて様々な意見があり、実際、経営的には厳しい状況が続いてきています。 この3年間は新たな指定管理者TUGBOATによって、その持つネットワークなどを活か した新たな展開が期待されましたが、新型コロナ感染症拡大によってオートキャンプ への展開などはあったものの、大きな成果を見ることができないまま指定管理が満了 することになりました。この3年間に限らず農村公園のあり方については、かねてか ら課題とされてきており、町ではかやぶきの館及び周辺施設のあり方検討委員会を設 置して、3施設などのあり方について検討することになりました。委員の任期は来年 5月までとなっています。そしてかやぶきの館などの今後については検討をふまえて 方向を出していくということと、そのため新たな指定管理者については期間を1年間

として公募によらずに選定するということ、この流れについてはこれまでも議会に対 して全員協議会などにおいて説明されてきており、議会側から異議異論はなかったと 理解しています。この経過をふまえれば今回の議案についてはこれらの施設のあり方 に対する町の考え方の是非を問うのではなく、手続き上の瑕疵の有無などを中心に判 断すべきであると考えます。そしてその視点から見た時、瑕疵はなかったと考えます。 唯一申請者が TUGBOAT から共和堂へ変わったことは大きな変更点であります。しかし 両者の関係は主として新聞販売業務以外の業務を行うために共和堂から分離設置さ れたのが TUGBOAT であるということ、これはこれまでも説明されてきたことであり、 そのことをもって議案に反対することは適切ではないと私は考えます。また、共和堂 が宿泊業等の経営経験がないという点については、今、申し上げた経過からすれば反 対する理由にはならないかと思います。また、これまでも辰野町において、宿泊業等 の経験がない事業者が指定管理者となった経過はあり、それに対する反対も今までな かったと理解しています。更に今回この議案を否決した場合、どのような展開になる のかも考慮しなければなりません。議案を否決した場合、来年4月以降これらの施設 を閉鎖するのか、事業を続けるとしたら町が直接運営するのか、それとも引き続き指 定管理者を見つけるとすれば、そのための仕様書を作り応募しようとする事業者が企 画書を作るための期間を設けて、それを再び審査をし議会の議決を得る、そのあとに 新たに決まった業者が営業のためのスタッフの確保を始め、準備をする期間というこ とを考えれば、とても来年春に引き続き営業を行うということは不可能であることは 明らかであります。これらをふまえていたからこそ1年限りの公募によらない指定管 理者の選定という方法が、全体の了解を得てきたものと考えています。従って当面、 今ある施設を有効に活用することを考えた場合、1年間は議案どおりの指定管理者に 指定管理させることが合理的であると判断します。ただし、これまで農村公園のあり 方については町の対応はスピード感を持ったものとは言えないと考えます。このこと については委員会審査でも指摘する意見がありました。そのことを申し添えて、また 町民の声を反映しつつ将来に禍根を遺すことのない方向で、あり方検討委員会での議 論が進むことを期待して委員長報告への賛成討論とします。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報 告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案について起立にて採決いたします。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご起立願います。

(起立 10名)

○議 長

起立多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第4号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第5号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決い たします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案について起立にて採 決いたします。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決 の方はご起立願います。

(起立 10名)

○議 長

起立多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第7号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案について起立により採決いたし ます。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご 起立願います。

(起立 10名)

○議 長

起立多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第15号、財産の貸付についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案について起立により採決いたします。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご起立願います。

(起立 10名)

○議 長

起立多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。日程第4、 議案第8号、令和5年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。これより、質疑討論を行います。ありませんか。

○小 林 (12番)

給与費明細書というのが36ページのところにあります。35ページからございます。そこのところで質問をさせてください。間違いました。申し訳ございません。42ページです。42ページのところに一般職の職員数、そして会計年度任用職員以外の職員、そして次のページのところに、会計年度任用職員の職員数及びその必要な合計金額というようなものが記載されております。そこのところでちょっと質問をさせてください。今年度の一般職の職員数になりますけれども、昨年の同時期の資料ですねそこの人数と私ちょっと比較をさせていただきましたところ、昨年度は補正前が644名、補正後が641名そして会計年度任用職員以外の職員、ここがかなり減っているものですから会計年度任用職員以外の職員の数そして会計年度任用職員の数というのが増えているのかというようなことを思いまして見ましたところ、その部分についても同じ

ように会計年度任用職員以外の職員の数が昨年は補正前が200、補正後が197、そして会計年度任用職員については補正前が444、補正後が444ということで、いずれにおいても人数が減っているという状況が見て取れました。そのことについてお尋ねをいたします。私たちは行政から適正なサービスを受けるという、そういう町民の方にサービスを受けるということになっておりますけど、そういった部分でこの職員の人数減それから業務体系というものは、適切に運営がされているのでしょうかということでお聞きをいたします。お答えください。

○総務課長

それではお答えをさせていただきたいと思います。議員ご指摘のとおり給与費明細書等を見ますと、かなり人数の増減があって驚かれてる部分もあるかと思います。基本的には職員については常勤職員につきましては定員管理ということで、基本的な業務に必要な職員について最低限の人員の確保に努めているところでございます。昨今の状況でいきますと公務員離れ、また仕事に対する若い方を中心とした感覚の多様化もありまして、十分定員を満たしているというわけではございませんが、そういった中で行政サービスを維持するための人員は確保できているものだと思います。また、人数が大きく変わる部分でありますけれども、特に会計年度任用職員の方については多様な勤務体系を取っていただいております。こういった部分で時間が短い方もおー人というような形でカウントしていきますので、数字を見ると大きく人数は変動しているかなと思いますけれども、基本的には十分な人員確保は最低限出来ているものと認識しております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○小 林 (12番)

承知いたしました。一般職についてはかなり減っているというふうに私は数字だけですけど思いましたので、補充とかをしっかりとやっていただきたいというのが意見です。

○議 長

ほかにありませんか。

○向 山(7番)

2点お聞きしたいと思います。まず1点は簡易な、簡易なって言うと失礼な質問に

なっちゃうかもしれませんが、39ページですが図書館費のなかで委託料として改修工事設計委託料 110万円盛られています。この内容についても少し細かくっていうかですね説明いただければと思います。それからもう1点はこれ以降の補正予算にも係わるわけですけれども、今、小林議員からも質問の中に含まれております会計年度任用職員についてであります。賃金改定に基づく補正予算が盛られているということで理解しておりますけれども、この会計年度任用職員に係わる賃金改定の内容はどのようなもので、その背景それから改定に際しての基準というものがあるのかどうかお聞きします。

○学びの支援課長

それでは議員の質問にお答えしたいと思います。補正予算の 39 ページの図書館費における改修工事設計委託料についてでありますけれども、これにつきましては辰野図書館全館における LED 化の改修工事のための設計の委託ということになります。現在ごく一部 LED 化ということで照明はしてありますけれども、図書館内のほとんどの照明おそらくこちらの手元の現在集計ですけども、205 基ほどがまだ LED 化が済んでおりませんので、これにつきましての改修に伴う設計ということになります。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○総務課長

それでは私の方から会計年度任用職員の賃金改定の内容、その背景また基準についてお答えをしてまいりたいと思います。まず会計年度任用職員につきましては、常勤の職員と同じ国家公務員俸給表に準じた給料表を用いまして、勤務時間等に換算して任用条件に応じた報酬を支給しているところであります。このため改定の背景、基準については常勤職員同様、人事院勧告に基づきまた近隣市町村との均衡を図りながら見直す考えが基本となっております。給料表につきましては先ほど議決いただきました議案第1号のとおり人事院勧告にそって改定いたしますが、会計年度任用職員の報酬につきましては、条例の定めで翌年度の4月1日から適用するとしておりますので、今回の補正予算には具体的には含まれておりません。また今回の人事院勧告では一定の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給についても示されておりますけれども、こちらについては県下市町村の方針にまだばらつきがあり、検討中というところが多

い状況です。このため近隣市町村との均衡を図りながら引き続き検討し、条例改正の 方針が決まったところで改めて議会にお諮りしたいと考えております。なお、本年 10 月には県の最低賃金引上げに伴いまして、これを上回る直近上位の号俸に適用する会 計年度の任用職員の方については、運用上の引き上げを行っているところであります ので、この点についても申し添えさせていただきます。以上です。

○向 山(7番)

会計年度任用職員については国家公務員の給料表を換算し、そして今最後に説明のありました県の最低賃金の引き上げも考慮したと、こういうことであるかと思います。それでこういう形でいきますと会計年度任用職員もですが、一般職の職員についても今の人事院勧告にそった改定ということでスライドしていくと、いわゆるラスパイレス指数については改善されないのではないかというふうに思います。郡下でラスパイレス指数が低位に低迷している状況では、職員の確保も非常に厳しいものがあるかと思いますが、この改善についてどのように考えてるかお聞きしたいと思います。

○総務課長

お答えいたします。ラスパイレス指数につきましては直近の公表値ということになりますが、令和4年4月1日現在、全国町村の平均また類似団体の平均ともに96.3に対しまして、町の指数は94.7と低いレベルにとどまっております。これは各年度の採用や退職等の状況等により変動するもので、短期間に改善することは容易ではございませんが、本年の人事院勧告でも人材確保に重点が置かれておりまして、初任給の引き上げとともに俸給表全体の引き上げがなされております。そうした点からも職員の適正な処遇については、人材確保とまた能率的な行政運営のため大変重要な基盤であると考えておりますので、今後、労働組合とともに近隣市町村の運用状況などもしっかり研究しながらより適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと思います。こうした点を通じましてラスパイレス指数の改善に努めてまいりたいと思います。以上であります。

○向 山(7番)

よく言われるのは会計年度任用職員について非常に低い水準だということが、今議会でもあるいは9月議会でも指摘されています。そういう意味では国家公務員の特にですね、ラスパイレス指数は直には一般職のところへ反映してくるかと思いますけれども、会計年度任用職員については、その国家公務員の給与改定に連動して換算した

額を引き上げるっていうのは当然のことながら、やはり公務職場発のブラックというようなことの言われないような形で積極的な検討がなされるように要望しておきたいと思います。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第8号、令和5年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第9号、令和5年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第9号、令和5年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第10号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第10号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第11号、令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤(4番)

予算書8ページ、諸収入雑入1,312万7,000円補正計上されていますが、この内容をご説明いただきたいと思います。

○住民税務課長

8ページの説明させていただきますが、これは前年度の保険給付費等の交付金の精算金として雑入で入ってくるものでございます。主には2月、3月分の精算分として連合会から入ってくるものになります。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第11号、令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第8、議案第12号、令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第9、議案第13号、令和5年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、令和5年度町立辰野病院事業会 計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決 するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第10、議案第14号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第11、追加提出議案の審議について、議案第17号、令和5年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和5年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地方創生臨時交付金事業で低所得者世帯支援給付金等を追加するものであります。補正総額は1億1,321万8,000円の追加で、予算総額は99億106万3,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金及び繰越金の追加であります。歳出につきまし

ては総務費で故障した町営飯沼線バスの修繕料、地方創生臨時交付金事業で住民税非 課税世帯等を対象に7万円を支給する、低所得者世帯支給給付金事業に係る経費の追 加であります。衛生費では、当初、不法投棄監視カメラを固定型のレンタルで想定し ておりましたが、場所が定まらない不法投棄に迅速に対応できるよう、移動型カメラ の購入に変更するための予算組替であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上 げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可 決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、令和5年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。 次に議案第18号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とい たします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第18号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。今回の補正は国の令和5年度補正予算及び令和5年度国庫補助金の追加配分を受け、辰野水処理センター耐震改築事業を推進するため、企業債、分担金及び負担金、補助金、建設改良費の改正を行うものでございます。1ページ目をご覧ください。資本的収入及び支出です。収入に1億2,873万9,000円を追加し、8億6,529万1,000円に。支出に9,470万を追加し、10億9,672万1,000円に改めるものでございます。また事業費の増加に伴い債務負担行為の補正額は、限度額に1億6,280万円を追加し、8億7,080万円に改めるものでございます。2ページをご覧ください。企業債の補正は限度額に5,630万円を追加し、3億2,170万円に改めるものでございます。4ページをご覧ください。資本的収入及び支出では、資本的収入の1企

業債 5,630 万円、5 補助金 7,404 万 5,000 円を追加し、4 分担金及び負担金 160 万 6,000 円を減額するものでございます。資本的支出では 1 建設改良費の 1 管渠整備費、18 委託料 2,170 万円、3 処理場整備費、18 委託料 2,960 万円をそれぞれ減額し、3 処理場整備費、27 工事請負費を 1 億 4,600 万円追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議のうえ、原案可決いただきますようよろしくお願いします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 12、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります、古村幹夫議員より提案理由を求めます。

○古 村(1番)

発議第1号、総務産業常任委員会発議にかかる、ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組の継続を求める意見書の提出について、提案理由を述べます。パレスチナ武装勢力、ハマスの越境攻撃を受けたイスラエルのガザ地区への大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は深刻な危機に直面しており、このような人道的危機を一刻でも早く止めさせることが求められている。以上、総務産業常任委員会全員一致で委員会において意見書を提出することに決しました。全議員の賛同

をいただき、原案可決いただきますようお願いし提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより発議第1号、ガザ地区における戦闘休止及び 人質の即時解放に向けた取組の継続を求める意見書の提出についてを採決いたしま す。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す ることに賛成の方はご起立願います。

(起立 12名)

○議 長

全員起立でございます。よって発議第1号は可決されました。日程第13、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第14、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。 法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配りましましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

11月30日に開会いたしました第9回辰野町議会定例会にご提案申し上げた追加議

案を含め 18 議案すべてを、原案どおり可決いただき感謝申し上げます。また一般質 問では、産業、道路、福祉、教育、子育て応援、防災、環境、公共交通など幅広い分 野で質問をいただきました。来年の干支は「甲辰」です。「これまで努力してきたこ とが実を結んで成就する年」とされています。「甲」は生命や物事の始まりを意味し、 樹木が天に向かって真っすぐ成長することを表し、「辰」は「振るう」という文字に 由来し、万物が大きく振動することを意味し、草木が成長し活気にあふれている様子 を表しています。全国で1,741市町村の中で、唯一、干支の「辰」の字を使っている 辰野町です。来る2024年、令和6年は辰野町の年と言っても過言ではありません。 このことを町内外に強くアピールすることを、何か職員と一緒に考えて行っていきた いと思いますし、来年の今頃、12月定例会で「名実ともに辰年・辰野町の年であった」 と議員各位に認めていただけるよう職員一丸となって各事業に邁進してまいります。 また、本日、低所得世帯支援給付金事業を含む補正予算案を可決いただきましたが、 国から、物価高騰対応、重点支援、地方創生臨時交付金の当町への追加配分額が示さ れましたので、推奨事業メニューに基づき早期に町としての支援事業を検討し、まと まり次第、議会にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今年一 年、議員各位には町のため、町民のために大変ご尽力をいただきました。健康に留意 され、穏やかな良い年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての 挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして11月30日に開会いたしました、 令和5年第9回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間にわたります長丁場、 大変ご苦労様でございました。

10. 散会の時期

12月15日 午後 3時 24分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 13番

署名議員 1番